記官が当該電磁的記録の内容が当該電子判決書に記録されている事項と同一であることを証明したもの（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの内容を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が当該電磁的記録の内容が当該確定判決と同一の効力を有するものの内容と同一であることを証明したものに限る。）をいう。）に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

（事業性融資の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条　事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五号ただし書中「に限る」を「、電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決と同一の効力を有するものの内容と同一であることを証明したものを含む。）又は電子判決書に記録されている事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が当該電磁的記録の内容が当該電子判決書に記録されている事項と同一であることを証明したもの（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの内容を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が当該電磁的記録の内容が当該確定判決と同一の効力を有するものの内容と同一であることを証明したものを含む。）に限る」に、「同条第一項」を「準用不動産登記法第六十三条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の地方自治法施行令第九十六条第二項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条の二第八項又は第九項の規定による訴え（以下この条において「署名効力訴訟」という。）であって施行日以後に提起されたものに係る判決が確定したときにする同法第七十四条第一項の規定による請求について適用し、施行日前に提起された署名効力訴訟に係る判決が確定したときにする同項の規定による請求については、なお従前の例による。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二十四条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令第九条第二項（同令第十四条（同令第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）の規定は、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条の二第八項の規定による訴え（以下この条において「合併署名効力訴訟」という。）であって施行日以後に提起されたものに係る判決が確定したときにする市町村の合併の特例に関する法律第四条第一項及び第十一項並びに第五条第一項及び第十五項の規定による請求について適用し、施行日前に提起された合併署名効力訴訟に係る判決が確定したときにするこれらの規定による請求については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

自衛隊法施行令及び航空法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十九号

自衛隊法施行令及び航空法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百七条第三項及び航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十九条を次のように改める。

（航空法第六章及び第十一章の規定の適用の特例）

第百四十九条　自衛隊の使用する航空機（以下「自衛隊航空機」という。）及びこれに乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章及び第十一章（法第百七条第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる航空法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十三条	国土交通省令で定める量	防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める自衛隊の航空機については、これらの者が協議して定める量
第六十四条	国土交通省令	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十八条第一項、第八十一条第二項、第八十二条、第八十二条の二若しくは第八十四条の規定による自衛隊の行動又は訓練のためやむを得ない必要があると認めて防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める場合を除き、国土交通省令
第七十六条第一項	次に掲げる事故が発生した場合には、国土交通省令で定めるところにより	次に掲げる事故が発生し、当該事故が自衛隊の使用する航空機と自衛隊の使用する航空機等（自衛隊法第百七条第一項に規定する自衛隊の使用する航空機等をいう。以下同じ。）以外の航空機との間に発生した事故である場合には、国土交通省令で定めるところにより
	ただし、機長が報告することができないときは、当該航空機の使用者が報告しなければならない。	ただし、機長の報告に代えて、防衛大臣がその旨の通報を行うことを妨げない。